

「大阪府職員研修の実施に関する業務及び
その関連業務」プロポーザル実施要領

平成 19 年 10 月

大阪府総務部人事室

「大阪府職員研修の実施に関する業務及びその関連業務」 プロポーザル実施要領

1 適用

本要領は、「大阪府職員研修の実施に関する業務及びその関連業務」を委託する民間事業者をプロポーザル方式により選定するにあたり、その手続について定めます。

2 業務名

大阪府職員研修の実施に関する業務及びその関連業務

3 業務概要

大阪府（以下「府」という。）においては、民間事業者の有する人材育成に関する知識、能力と経験を有効に活用することにより、より効果的・効率的な職員研修の実施、部局や職場で実施する研修に対する専門的な助言・提案及び効率的な施設の運営を図るため、平成20年度から府職員研修の実施に関する業務及びその関連業務を包括的に外部委託することとし、その委託先について公募により選定します。

（1）委託する業務

- ① 府職員（警察官及び教員を除く。）に対する研修の企画、実施及び評価など職員研修実施業務
- ② 府の各部局・職場が実施する研修や職員が行う自主研修に対する助言・企画提案など職員研修支援業務
- ③ 大阪府職員研修センター及び備品の管理など管理運営業務

（2）実施場所

大阪府職員研修センター（大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府新別館南館7階及び8階）ほか

（3）業務実施期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

※ 詳細は説明会で配布する『「大阪府職員研修の実施に関する業務及びその関連業務」委託仕様書（案）』（以下「仕様書（案）」という。）をご覧ください。なお、仕様書（案）は説明会開催後、府ホームページにて公開します。

4 委託期間

契約締結日から平成23年3月31日まで

5 提案資格

次のいずれにも該当することが必要です。

- (1) 法人、または複数の法人による連合体（以下「連合体」という。）であること。なお、連合体にあっては、構成する法人全てが以下の提案資格を満たしていること。
- (2) 府職員を対象とした研修の実施が可能であるほか、府の各部局・職場で実施する研修に対して、適切な支援の実施が可能であること。
- (3) 実施した研修の効果の的確な把握、及び研修内容の妥当性などに関する評価の実施が可能であり、その成果を研修内容の改良などの業務改善に反映できること。
- (4) 大阪府職員研修センターの施設等について、適正な管理・運営の実施が可能であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (6) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の一般競争入札の参加資格を有していない者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項または第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。但し、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けたものが、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定よりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）にかかる同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始申立てをなされていない者であること。但し、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始申立てをしなかった者又は更生手続開始申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (10) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税にかかる徴収金を完納していること。
- (11) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税にかかる徴収金を完納していること。

- (12) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (13) 募集開始日から契約締結日までの期間において、次の①又は②のいずれにも該当しない者であること。
- ① 大阪府物品・委託契約指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者。
 - ② 大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者。
- (14) 平成19・20年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- なお、その登録をされていない者でこのプロポーザルに参加を希望するものは、大阪府電子調達システムにより資格審査を申請し、参加資格を取得してください。

- ・ 大阪府電子調達システム

URL ; <http://www.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/>

6 提案方法

提案する法人・連合体は、下記のとおり、書類及びその電子データを提出してください。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書
- ② 研修全体に対する基本的な考え方
- ③ 研修カリキュラム案及び講師案（平成20年度実施のセンター研修等について）
- ④ 研修効果を測定する方法についての案
- ⑤ 研修内容評価及び業務報告等についての案
- ⑥ 研修実施に対する支援方法についての案
- ⑦ 研修センターの運営体制についての案
- ⑧ 研修カリキュラム案及び講師案（新規提案の研修）
- ⑨ 法人概要
- ⑩ その他業務に際して必要な事項（府施策との整合等）
- ⑪ 費用見積書
- ⑫ 定款あるいはこれに代わるもの
- ⑬ 法人登記事項証明書又は登記簿謄本（提出時から3ヶ月以内に発行されたもの。）
- ⑭ 最近一期の貸借対照表、損益計算書（又は収支計算書）、キャッシュフロー計算書、利益処分計算書（特定非営利活動法人は不要）及び事業報告書。但し、設立後、決算期未到来の場合は不要とする。連結決算を実施している場合は、連結決算書についても提出すること。
- ⑮ 現年度の事業計画書及び予算書（予算書については特定非営利活動法人のみ）
- ⑯ 障害者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所に対して提出しているものの写しに代表者印を押印したもの。なお、提案時点において、報告書作成時から変更が

ある場合は、朱書訂正のうえ訂正印を押印すること。)

⑰ 障害者雇入計画書（障害者法定雇用率を満たしていない法人のみ）

⑱ 連合体協定書（連合体で提案する場合のみ提出すること。）

※ 1 連合体にあっては、⑨、⑫から⑰までの書類は構成する法人全てについて提出すること。また、⑱は袋とじで作成し、構成する法人全ての印鑑証明 1 部を添付すること。）

※ 2 ①～⑪、⑰及び⑱については、別途書類作成方法及び様式を定めています。詳しくは、説明会で配布する「大阪府職員研修の実施に関する業務及びその関連業務」プロポーザルに関する書類作成要領（以下「書類作成要領」という。）をご参照ください。書類作成要領は、説明会開催後、府ホームページで公開します。

（2）提出方法

（1）の書類について、A4版、両面印刷で、正本2部及び副本10部を作成するほか、WORD、EXCELまたはPDF形式で書類データを保存したCD-ROMを作成し、持参、または郵送により提出してください。

（3）提出先

大阪府総務部人事室人事課人材養成グループ

住所 〒540-0008 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府新別館南館8階

電話 06-6944-7254

（4）提出期限

平成19年11月26日（月）午後5時（必着）

※ この期限までに必要書類の全てがそろっていないものや記載内容に不備があって補正することができないものは受理することができませんので、ご注意ください。

（5）到達確認

郵送で提出いただいた書類が到達したときには、提案者に対し、書類が到達したことをお知らせするメールを送信します。

7 説明会の開催

このプロポーザルに参加を希望するものは、説明会にできるだけ参加してください。

（1）日時

平成19年10月31日（水）午前10時から12時まで

（2）場所

大阪市中央区大手前3-1-43

大阪府新別館南館8階 大阪府職員研修センター 大研修室

(3) 参加申込

説明会に参加を希望する者は、所属する法人名、参加者全員の氏名及び代表者の連絡先について、14に記載する連絡先まで、電話、FAX、電子メール又はハガキにより、申し込んでください。(申込期限：平成19年10月29日(月))

8 質問の受付及び回答

このプロポーザルに関して質問のある場合は、「質問票」(様式指定。書類作成要領を参照)により、14に記載する連絡先あて、電子メール等により提出してください。

(1) 質問票の提出期間

平成19年11月1日(木)～平成19年11月9日(金)午後5時

(2) 質問の回答

質問の回答は、提出期間経過後速やかに各質問者に対して行います。
また、府ホームページにおいて質問事項及び回答内容を公開します。

9 選定方法

(1) 選定にあたって

委託先候補者の選定は、「大阪府職員研修業務等委託先候補者選定委員会」が行います。選定にあたっては、(2)の基準により、提出された書類及び必要に応じ実施したヒアリングから総合的に評価します。その上で、最も優れた提案者を委託先候補者として選定します。

(2) 選定基準

| 選定の視点 | 選定項目 | 割合 |
|---------------------------------------|---|-----|
| 「大阪府職員研修業務の実施に関する業務及びその関連業務」の質に関する評価 | ・職員研修実施業務及び職員研修支援業務を効果的・効率的に行うための方策 ・研修センター管理運営業務を適正に行うための方策 ・大阪府研修業務等を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基礎 | 60% |
| | ・その他業務に際して必要な事項 (個人情報保護の取扱をはじめとした社内コンプライアンス体制の整備、人権研修の取組、府が推進する施策等に関する事業者の自主的な取組、行政の福祉化等) | 10% |
| 「大阪府職員研修業務の実施に関する業務及びその関連業務」の経費に関する評価 | 職員研修業務及びその関連業務にかかる経費の縮減に関する方策 | 30% |

10 選定結果の通知

選定結果については、選定後、採否に関わらず速やかに各提案者に通知するとともに、選定結果を府ホームページで公開します。

11 契約の締結

選定された委託先候補者は、提出書類に基づき、具体的事業内容を府と協議するものとし、府と委託先候補者との間で具体的事業内容及び契約金額について合意に達した場合に限り、委託契約を行うものとします。

12 その他

- (1) この提案に要する経費については、提案した法人又は連合体の負担とします。また、提出された書類は府に帰属するものとし、返却しません。なお、これらの書類はこのプロポーザルの審査目的以外には使用しません。
- (2) 提案内容は非公開とします。
- (3) 書類の内容に虚偽の記載がある場合は、失格とします。また、これにより府が損害をこうむった場合は、賠償を請求することがあります。
- (4) 当該要領に定めのない事項については、府と協議の上、決定するものとします。

13 スケジュール（予定）

| 日 時 | 内 容 |
|-------------------|----------------|
| 平成 19 年 10 月 31 日 | 説明会開催・企画提案募集開始 |
| 11 月 9 日 | 質問受付締切 |
| 11 月 26 日 | 企画提案募集締切 |
| 12 月上～中旬 | 審査 |
| 12 月下旬 | 選定結果通知 |
| 12 月下旬 | 最終選定結果公表 |
| 平成 20 年 1 月上旬 | 契約締結、業務引継開始 |
| 4 月 1 日 | 委託業務開始 |

14 連絡先

大阪府総務部人事室人事課人材養成グループ

住所 〒540-0008 大阪市中央区大手前 3-1-43 大阪府新別館南館 8 階

電話 06-6944-7254 FAX 06-6944-1080

e-mail jinja-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp